

入札「失格」条項の矛盾項目

「事後審査型条件付一般競争入札実施要綱」の8条。

(入札及び開札)

第8条 事後審査型入札において、開札後、最低価格入札者について落札候補者とし、入札の参加資格があることを確認後、落札者を決定する旨の宣言をし、落札を保留するものとする。

- 2 入札保証金については、安平町契約規則第17条の規定により、入札参加資格者が契約を締結しないこととなるおそれがない等と認めるときは、入札保証金を免除することができる。
- 3 特に必要と認めた場合には、入札参加者から工事(業務)費内訳書の提出を求めることができる。
- 4 安平町契約規則第19条の規定に基づき、特に必要と認めるときは、最低制限価格を設けることができる。この場合において、最低制限価格より低い価格の入札をした者は、失格とする。
- 5 初度の入札において、予定価格に達した入札がないときは、「再度の入札」を行う。ただし、入札の回数は、2回を限度とする。
(注、吉岡：「再度の入札」とは、①再度入札と②再度公告入札をいう。)
- 6 第2回目の入札において、落札者が決定しなかった場合には不調とし、再度公告入札を行うか、又は、政令第167条の2第1項第8号の規定に基づき最低価格の落札者と随意契約の協議するかを選択するものとする。ただし、随意契約の協議を行い、不調の場合は、次順位の者と協議を行い、以下低い価格で入札をした者の順に同様の措置を行う。

(新たに追加した「第7項」)

- 7 第4項に規定する場合において、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者がいないときは、入札執行者は、初度の入札参加者で再度入札をすることができるものとする。

※下記の「第4項」と「第7項」の意味は、全く同じものです。

(第4項) 「最低制限価格より低い価格の入札をした者」と

(第7項) 「最低制限価格以上の価格をもって入札をした者がいない」とは、入札者全員が「最低制限価格より低い価格の入札をした者」ということとです。同じ内容です。すなわち、「無効」なのです。

町の「要綱」通り、入札を執行していれば、 町民センターの改修建設の落札はどうなったか？

安平町の要綱（「事後審査型条件付一般競争入札実施要綱」）に基づいて、
町民センターの改修建設の入札を執行すれば、次のようになります。

1、主体工事

1 回目入札・・・藤建設・島崎JVは、「要綱」第4項により「失格」

「失格」とは、「再度公告入札」の時までは、
入札参加の権利を失う。

2 回目入札・・・残り4者のうち、3者辞退。

1者（丸彦・渡邊JV）の入札が、規定以内なので、
落札は丸彦・渡邊JV・瀧本JVの入札530,000千円で
落札。

2、機械設備工事

1 回目入札・・・入札に参加した4つのJVの全て、最低制限価格を下回った
ために失格。

この場合は、要綱の第5項を適用させて、「再度の入札」を、
行う。①再度入札と②再度公告入札のいずれかを行う。

2 回目の入札を実施した結果、「進興・廣和JV」は、入札金額が最低制限
価格に満たない・・・失格。

したがって、「不調」により、「再度公告入札」とする。